

## 寛容の民法論研究会 議事録

会議名	第2回会議
日程	2024年7月5日（金）15時30分～17時30分 2024年7月6日（土）9時00分～11時00分
会場	高岡市生涯学習センター 501研修室
形式	現地会場（富山）とオンライン（Zoom）のハイブリッド開催
参加者 (敬称略)	小賀野晶一（京都府立医科大学） 一原 雅子（総合地球環境学研究所） 岩名 一夫（京都府立医科大学） 坂田 徹（社会福祉法人京都府社会福祉協議会） 椎名 基晴（椎名法律事務所） 名倉勇一郎（名倉司法書士事務所） 羽田 圭子（みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社） 渡部 朗子（高岡法科大学） 成本 迅（京都府立医科大学／一般社団法人日本意思決定支援推進機構） 樋山 雅美（一般社団法人日本意思決定支援推進機構／京都府立医科大学）

### 1. 会議次第

当該会議は、以下の内容で構成された。

- 1) 話題提供1「寛容の民法論とは何か」（7月5日実施）
- 2) 自由討論1「寛容の民法論の今後の展開について」（7月5日実施）
- 3) 話題提供2「認知症基本法と支援に対する展望、社会との関係性の捉え方について」  
(7月6日実施)
- 3) 調査報告「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの  
活用に関する調査結果について」（7月6日実施）
- 4) 話題提供3「曼荼羅」（7月6日実施）
- 5) 話題提供4「環境論」（7月6日実施）
- 6) 話題提供5「寛容とWell-being、環境論の視点について」（7月6日実施）

### 2. 話題提供1「寛容の民法論とは何か」

別紙1の通り、話題提供があった。概要を以下に記す。

演者：小賀野 晶一

内容：

民法（近代民法）は明治期に制定され、近代国家の最も基本的な法律の一つであり、

憲法・民法・刑法は、我々の生活を成り立たせている。民法では、人=抽象人とみなし、元気で間違いなく行動できると想定している（合理原則）。医学においても、近代医学として合理性が追及され。その他の様々な学問においては、合理性を近代の旗印としている。民法や法は規範（考え方や行動のルール）を扱う点で、他の学問と異なる。例えば、過失責任主義（過失がなければ責任なしとする）等、いずれも抽象人をベースにしたのが近代法の考え方である。ところが、人間は抽象人ではなく、人によって能力の違いがあり、乳児と大人でも能力が異なる。そのため、近代法原則には修正が必要である（例：所有権や契約自由、過失責任主義に関する制限・修正等）。近代法原則の不都合な点（正義にそぐわない点）に対して修正が図られているが、実際には、様々な社会課題（例：悪しき競争、社会的孤立、評価のための評価、貧困などの生活格差、自殺、虐待、ハラスメント、労災、あおり運転等）が出現しており、民法の規律の在り方が適正でないことを示唆している。これは、抽象人を前提とした合理原則が、法律や法制度、社会の行動に浸透しているために起こっていることであると考えられる。

民法は実体法（権利と義務に）であり、訴訟法（立証責任等）によって支えられている。立証責任は合理原則と密接に関連しており、権利を主張する者（権利者、被害者）が立証することが原則である。民法規範は、物権関係（人と物の関係）を基礎にした債権関係（人と人の関係）とされ、債権関係をより広く捉えると、物権の基礎の上に債権関係が成立している。契約・不法行為・事務管理・不当利得は債権関係の発生事由とされる。事務管理と不法行為の関係性について、義務なく他人の事務を処理（事務管理）すると、原則として他人の生活への干渉として不法行為が成立するが、一定の要件のもとに合法とし、一定の効果を認めている。事務管理の理想は、「相互扶助・社会連帯」とされ、それをどう実現するか、不法行為である事務管理と相互扶助・社会連帯とのバランスをどう取るかは課題である。なお、緊急事務管理によって、そのバランスの調整を図っている。ただし、緊急事務管理において、立証責任は管理者が負うことになり、これをどう考えるのかが、寛容の民法論のテーマの一つである。

また、民法の展開については、民法典という法律が制定され、それを取り巻く様々な民事特別法が制定されており、判例法の形成や民法の改正、解釈論の展開も盛んであり、民法大宇宙としての広がりが見える。民法典にのみ視点を置いて判例を見る程度では、民法の本質や体系を捉えることはできない。社会の動き（商品の移動やサービスの提供）を法が規律している。医療・社会福祉法、環境法、労働法、消費者法、金融法等は、民事法や行政法、刑事法の広がりの中で生まれた新しい法分野として形成されている。民法大宇宙は、これらの法分野のかなりの部分をカバーするものと考えられる。それぞれの分野において、大宇宙の広がりを考えることが大切である。寛容の民法論においては、人間尊厳原則が主軸である。民法における寛容には、法の正義に照らして「優しく、厳しく」という側面があり、例えば、被害者に優しい反面、加害者に厳しくなる。

民法は、現在、純粹理論として深められている状況があるが、従来、実用法学と定義

されており、その使命を明らかにしなければ、寛容の民法論の視点で検討することは難しい。実用法学があり、人々の権利義務に関わりが生じ、それを支える理論や基礎分野が重要になる。寛容の民法論の目的は、幸福である。「最大多数の最大幸福」という考え方方が参考になり、多くの人々が幸福になることを保証するのが実用法学としての民法の使命である。幸福とは、人々の多様な価値観のもとに多様に表現されるものであり、その条件は平和、つまり、日常生活が将来に向かって持続性をもつてることである。well-being が様々な分野で使用されている。環境基本計画においても well-being をもとに論じられ、「高い生活の質」と表現されていた。多様な価値観で多様に表現される幸福は、well-being と重なる部分がある。環境法では、これまで直接的に生活について言及しておらず、規制や管理と表現していたが、今回の第六次環境基本計画閣議決定において、従来議論していたことを well-being で整理している印象がある。

寛容の民法論の側面は、近代民法の私的自治を導入したとされる。近代法の三原則（所有権、契約、過失責任）が修正されたのは、私的自治を導入していると言う。私的自治は、合理原則に立っており、それが浸透しているのが実情である。我々は、高齢社会における新しい私的自治を創造するという視点を持つ必要がある。私的自治に含まれる生活を 3 つの要素で考えると、まず、「事故」の原因の寄与度に基づいた責任があると考えられる。「日常生活の確保」が重要であり、公私協働の意思決定が関与するところである。そして、「地球環境問題」も考慮する必要があり、環境を意識した民法論の視点である。理論を深めるだけではなく、問題解決アプローチをとることが、新しい実用法学の定義として重要である。社会課題の解決という視点で、上記 3 点へのアプローチが必要である。また、身上監護アプローチや環境法アプローチも進めるべきである。公私協働の観点を踏まえて考察すると、従来、民法の権利は私権（所有権、損害賠償請求権等）と呼ばれており、公権と分けられていた。しかし、民法大宇宙や新たな私的自治から見ると、私権の枠にとどまるのは限界である。生活権のように持続可能性を保証されたものという視点から公私協働を図っていくためには、環境民法論は不可避である。環境法において中心に据えられているのは人間中心主義であり、人間のために私権があると考えられている。

一方、地球環境主義は、環境倫理で有力になってきている。人間中心主義と地球環境主義は対立構造で説明されている。人間中心の私権中心の視点から、公私協働、地球環境の視点への転換が重要であり、近代民法から民法現代化の課程を経て、現代民法（将来に向かっての民法）に移っていくという整理ができる。物権法における所有権義務論があるが、これは、所有権が強すぎるために、所有権絶対の原則が近代法原則の修正において見直されているが、今なおその力が強いことが指摘されている。契約法では、従来は債権と債務を対立関係で捉えており、これは契約を守るために重要な視点ではあるが、契約の目的を考えると、互いに協働すべき部分がある。財産法は、物権と債権の二元構成になっているが、その 2 つの要素が入った信託的構成も必要である。不法行

為法では、原因を与えたところがその原因の範囲で責任を負うのが民法の原則になるべきであると思われる。親族法では、親権は義務として捉えるべきであるという考え方が強まっている。環境論の環境配慮義務論は、現在、環境基本法の条文 19 条の中에서議論されていない。環境立法の多くは責務規定を置いている。また判例の蓄積や民法の信義則を見ると、環境配慮義務に対する捉え方が本来もう少し広い。

不法行為法の寄与度論について補足すると、原因を与えた寄与度に基づく責任を負うというものであり、今の民法においては、「学校でいじめにあい、自殺した」場合、主張立証の責任は被害者側にあり、被害者側が教師や生徒等が行った行為が死（自殺）を予見したものであると主張立証しなければならない。ただし、これは極めて難しく、判例はしばしば自殺までの予見可能性は加害者にはなかったとされ、死亡との因果関係を認めないことが多い。最近では部分的に認められるようになってきている。そのため、不法行為法の寄与度論は、被害者救済につながる考え方である。一方、「事故の原因が結果に及ぼした範囲で責任を負う」とすると、被害者が素因を持っており、素因があつたために被害が拡大した場合に、自己への寄与度は被害者の素因を除いた範囲になるため、素因減額になる。これが現在の最高裁判所の判例の考え方であり、今の民法の体系においては、この考え方は適している。「赤信号で渡って轢かれた」場合、素因がゼロになることもあり、民法では「あるがまま」を認めていない。「あるがまま」を認める考え方は、例えば、「医療費が重なり、病院を転々とし、入通院を繰り返す患者」の損害賠償をそのまま認めることになり、その判例への反省も踏まえ、民法論としては、寄与度の考え方方が適していると考える。ただし、保険や共済においては、その部分をカバーする商品が必要になると思われる。

本 WGにおいては、各専門分野から、民法論に対して追記や修正を行い、寛容の民法論に対し、専門的視点から気づきを促すものになると良い。本 WG の目的は、「研究同士」として、共通の目的を明らかにし、それに向かって討論したり論文化したりして、自由に議論することにある。「和して同ぜず」という関係性が重要である。民法大宇宙から考えると、視点を広く求めると、結論は落ち着くべきところに落ち着きやすい。情報社会の現代において、皆が発言する中で、最大多数の最大幸福の意見をまとめる場合、それぞれに耳を傾けるだけの余裕はなく、大きな視点を求めていくことが重要である。外国法から示唆を得ることはますます重要になるが、日本からの発信も必要である。

### 3. 自由討論 1 「寛容の民法論の今後の展開について」

話題提供 1 を受けて、以下の通り、意見交換を行った。

岩名：緊急事務管理に興味を持った。現在、見守りネットワークのようなものを考えており、個人情報保護法の取扱いを勉強している。生命財産に支障が出るケースは、本人の同意がなくても個人情報を連携できるというのが似ていると思った。緊急事務管理の概念は、個人情報保護法にも影響しているのか。

小賀野：情報は行政法の分野であり、事務管理は民法の分野であり、法分野としては異なる。ただし、両者を共通して考えていくべきところがあると思う。個人情報保護法や情報公開法は行政法の分野で緻密に議論してきた。行政は原則、悪いことをしないという建付けになっており、行政法は刑法と並んで詳細である。全体として、個人情報保護を徹底してきた背景がある。一方で、情報公開の流れもあり、その点との関係をどう考えるか、また、個人の命や財産に関する点については、場合によっては緊急事務管理やそれよりもっと進んだ考え方を取り入れなければならないという意見に賛成である。本人保護、本人救命のために情報を活用するのが寛容の民法論の考え方である。

坂田：最近、福祉においては、誰一人取り残さない社会を作ることや、一人ひとりの尊厳を大切にすることが言われているが、一人ひとりの権利を大切にしていく、多様化していくとなると、最大多数の最大幸福とどのように結びつけて考えれば良いのか。これからの中は、一人ひとりを大事にするという一方で、社会を形成する以上は合意がなければ発展しないため、どのように考えれば良いか。

小賀野：社会福祉の本質の課題に対し、幸福や寛容とどのように関連付けて考えるかという問題提起だと思う。一人ひとりを大切に取り残さないというときに必要な考え方がある。これまで、それぞれの価値観でそれが幸福を感じる社会や、日常生活の持続性、平和との関連について述べてきたが、この問題提起は、さらに進んだもので、取り残さない論理をどのように考えるかというものである。新しい社会福祉論の視点を提示してもらいたい。

名倉：医療同意について、最善の利益という言葉があり、子どもの権利条約から使われていたとの報告や、もっと古い時代から存在していたとの指摘もあるが、功利主義（ベンサムやJ.S.ミル）から来ていると思われる。以前から、利益の対立があり、それをどのように仲裁すべきか、どのようにバランスを取るべきかという観点から、最善の利益という客觀性を持たせたものが出てきたとも考察できる。「優しくて厳しい」というのも、その点のバランスと考えられ、介護については、介護を受ける人に優しく、介護者に厳しいということになる。認知症の人と家族の会のメンバーと話した際、介護者にとっての人権はどうするのかと問題提起されたことがある。対立関係で優しくて厳しいというよりは、本人にとっても周辺の人にとっても、優しくて厳しいということは通じるものかもしれない。その点、どのように考えるか。

小賀野：利益衡量論が思い起こされた。これまで議論されてきた民法における論理の中で、環境権論の重要性が主張されてきたが、その限界から、利益衡量をしなければならないことを指摘する理論も存在する。単なる批判ではなく、本質的な問題提起のやり取りの重要性を指摘するものである。不動産登記に関わっていること、生活の保障に関わっていること、成年後見法、マンション法（マンションの管理論）等についても、新しい視点で検討する必要がある。

成本：寛容という概念は、人によってイメージが異なると思っていたが、参加者からのコメントは私自身も頭に浮かんだ内容であった。本 WG の各メンバーが持つ課題意識への取り組みについて、来年度に再度持ち寄ると、議論が深まるよう思う。

#### 4. 話題提供 2「認知症基本法と支援に対する展望、社会との関係性の捉え方について」

別紙 2 の通り、話題提供があった。概要を以下に記す。

演 著者：成本 迅

内 容：

「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」は、医療福祉関係者は認知しているもの、普及が不十分な現状がある。2024年1月に、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下、認知症基本法）」が施行され、3月からは認知症施策推進関係者会議が内閣府に立ち上がった。6月の会議では、重点目標と基本施策が発表され、認知症基本法の中にも意思決定支援が含まれており、重点目標の2にも、意思の尊重として意思決定支援が入った。なお、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標という評価方法も併せて立案され、プロセス指標については、「計画策定の際に認知症の人と家族等の意見を反映させる」という内容が含まれ、各都道府県において施策を行う際も、当事者の意見を聞くことを求めている。加えて、「認知症施策の計画内容の評価について、認知症の人と家族等の意見を聴取する」ことも求められている。アウトプット指標については、「ピアサポートや本人ミーティングへの支援、認知症の地域支援推進員の設置」に加え、「医療・介護従事者向けに、認知用の人の意思決定支援の重要性の理解を促す研修を実施」することを求めている。アウトカム指標においては、課題があり、「認知症の人の意思が尊重されていることをどのように評価するべきか」について、本 WG でも議論したい。

「認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護」が 17 条に規定されており、どのように達成していくかについては、意思決定支援ガイドラインの改訂のため、老健事業の委員会が立ち上がることになっている。ガイドラインそのものを普及しやすいものに変えていく必要がある。また、消費生活に関する被害の防止も求められており、これは権利擁護の観点からのものであると考えられる。また、成年後見制度の利用促進も主な施策に位置付けられている。医療・福祉領域においては、ガイドラインレベルで権利擁護や権利支援を進めていくことになる。こうしたガイドラインに準拠した支援を民法に吸い上げていくようなことができるのかについても議論したい。

#### 5. 調査報告「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの活用に関する調査結果について」

別紙3の通り、話題提供があった。概要を以下に記す。

演 著者：羽田 圭子

内 容：

意思決定支援に関するガイドラインの現状の活用状況を調査し、先進事例として京都府の事例を紹介した。一人暮らしや認知症の高齢者が増加する中で、地域での日常生活、社会生活において、意思を尊重しながら支援することが課題となる中で、ガイドラインの活用の現状や地域包括ケアシステムとの関係性について取りまとめた。今回は、意思決定支援の要でもあるケアマネジャーを指定配置基準で配置している介護保険施設と居宅系事業所を対象とした。市町村と地域包括支援センターには研修の実施状況も聴取した。地域包括支援センターは介護予防や総合事業の方のケアマネジメントをしているため、地域包括支援センターと介護事業所に同様の質問を行い、横断的に検証した。『認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン』に関する取り組みとして、認知症施策推進大綱に基づき、研修教材を老健事業等で開発し、普及に努めてきた。認知症基本法の施行と障害者差別解消法も4月から義務化された。

調査の概要としては、都道府県と指定都市からの回収率は80.6%（54件）、市町村の回収率は35.4%（617件）であった。地域包括支援センターは各市町村から無作為に1箇所抽出し、回収率は31.1%（539件）であった。居宅系施設は全国4万件程度と多く、地域密着型の小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護にも依頼した。なお、居宅系と施設・住まい系では生活のルーティンも異なると考え、全体の縮小図になるように依頼し、回収率は20.7%（828件）であった。

意思決定支援ガイドラインの研修について、独立実施型と組込み型がある。都道府県・指定都市の研修の実施状況は、独立実施型は9.3%、組込み型は64.8%であり、全国的に格差がある。研修機会の増加が必要であり、組込み型は入口であり、独立型まで受けれることを国が推奨している。『認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン』の策定については、市町村、地域包括支援センター、施設・事業所のいずれにおいても評価は高かった。ただし、認知度はあるものの、その内容を把握している割合は1~2割弱にとどまった。意思決定支援は重度者だけでなく、軽度者（介護認定を受けていない総合事業の対象者）の中で必要とする人がいる。意思決定支援の普及啓発においてはマニュアルや事例集を改訂・整理したり、広く知識やスキルを普及させたりする必要がある。

アンケート調査の結果については、都道府県と指定都市のうち、「医療・介護等専門職向けの研修を実施している」のは61.1%にとどまった。また、「組み込み型の研修を実施している」のは64.8%であり、多職種向けの内容になっている。「独立型の研修の実施している」のは9.3%と少なく、実施していない理由は、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインのみの研修ではなかった」という回答が多くかった。地域包括支援センター、介護施設・事業所の人員の体制については、介護予

防支援に関わる職員は平均 5.6 人であり、包括的支援事業に関わる職員は平均 6.2 人であったが、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等は各 1 名程度の配置であった。また、介護施設・事業所の主任介護支援専門員、介護支援専門員も 1 名程度と少なかつた。各市町村には平均 4,000 人以上の認知症の人が存在し、各地域包括支援センターでは平均 1,000 人以上の認知症の人の支援にあたっていることが分かった。若年性認知症の人も各市町村、各地域包括支援センターに 2 柄以上存在していることが分かった。そのため、支援にあたる人員が少なく、負担が大きいことが分かる。

意思決定支援の研修の実施状況については、市町村の 50.6%、地域包括支援センターの 52.3% が実施していないという結果になった。実施している研修の内容は、認知症サポートー養成講座や人生会議 (ACP) が多く、カリキュラムができているものや取り組みやすいテーマは実施されているが、実施していないところの方がやや多い。研修の効果については、「参加者の評価が高く好評だった」「申し込甥が多く関心の高さを感じた」というもの多かった。地域包括支援センターでは、「後日、本人、家族への支援に活かすことができた」との回答も 27.6% あった。研修の参加状況については、地域包括支援センターの 44.5% が参加し、介護施設・事業所のうち、居宅系は 49.7%、施設・住まい系は 28.8% が参加していた。参加・不参加が二分化しており、熱心などろとそうでないところで差が出ている。勉強会の種類については、組込み型が多かった。研修に参加した効果は、地域包括支援センター、介護施設・事業所ともに「専門職としての知識やスキルが高まった」「人権尊重や権利擁護に対する意識が高まった」との回答が多かった。意思決定支援の研修効果は感じられていることが分かった。

『認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン』の活用については、「学習している」が最多の回答であり、「内容を踏まえて利用者に意思決定支援を行っている」との回答も一定割合あった。ガイドラインの意義については、様々な意義を認識していることが分かった。

ケアマネジャーの役割について、ケアマネジャー自身がどう感じているかについては、介護保険施設と事業所に確認し、「本人の意思をくみ取る役割を担う」が最多であり、「本人と家族の希望のすり合わせを行う」も 80% 以上と高かった。

軽度であっても意思決定支援を必要とすることについては、意思決定支援を必要とする要介護者がいると回答したのが、地域包括支援センターの 13.2%、介護施設・事業所では 90.6% であった。要支援までは地域包括支援センターがケアマネジメントを行い、要介護からは居宅介護支援事業所がマネジメントすることになっているため、地域包括支援センターでの割合が少なくなった背景がある。一方、意思決定支援を必要とする要支援者がいると回答したのが、地域包括支援センターの 77.9%、介護施設・事業所の 40.1% となった。軽度の人は地域包括支援センターに存在している可能性があることが分かった。事業対象者（要介護認定は受けていない者）であっても意思決定支援を必要とする者がいると回答したのは、地域包括支援センターの 61.3%、施設・事

業所の24.2%であり、介護認定を受けていなくても、施設・事業所でも2~3割程度の人が意思決定支援を必要としていることが分かった。

意思決定支援の課題については、家族への支援や調整も重要であることが分かった。施設・住まい系よりも、居宅系の方が課題を多く感じていることが分かった。施設に入ると施設のルールやルーティンを了解して入所してもらうことになり、状態の重い人が入所していることも背景にあると考えられる。

研修の効果について、ガイドラインで示された項目を実施できているかどうかを確認したところ、全体として、実施できている内容が多く、特に、「本人が表明した意思の合理性や整合性を複数人で確認している」について、研修を受けた事業所での実施の割合が高くなっている。

認知症の人の意思は変わり得るため、何度も確認することが重要であり、本人の意見を聞く場が設けられるようになってきた。日常から本人の意見を聞くことが推奨され、事例も提供されている。本人の意思は委縮していくが、支援することが広がりが期待できる。本人は、「恥ずかしい」「何でも良いよ、決めて」と言うことがあるが、「話をしたい」「外出したい」という気持ちは持っているため、それを実現するためには人や製品、サービス、場、法、制度からアプローチできる。『認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン』でも、「人的・物的環境の整備」の重要性に言及されている。本人の意思を実現するにあたってのバリアやリスクがあり、禁止されてしまう。意思決定支援を行うにあたっては、研修や学習を受け、実践を積み重ねることが重要と感じた。製品やサービス、場を用意するだけではなく、人（支援者）の教育も必要と考える。認知症の人の失敗を許容し、フォロー・リカバリーできるのが肝要な社会であると考える。認知症になった後、それまでの人間関係が切れてしまうこともあるが、新しく友達ができることもある。

#### <質疑応答・意見交換>

岩名：当事者の意思を尊重する反面、家族の意思も存在し、現場では当事者と家族の意見がかみ合わず、どう調整するかというのが最も困っているのではないかと思う。

羽田：アンケート調査の自由記述にも多く挙がった。ガイドラインでは、重大な支障がない限りは本人の意思を尊重するということころまでしか書かれていないため、事例集等で家族とのすり合わせや調整について示してほしいとの意見もあった。ケアマネジャーの役割としては、介護家族の支援も規定されている。京都府へのヒアリングでは、本人の意思を尊重することが家族の負担の軽減につながったり、新しい解決方法につながったりする場合もあるとのことであった。バリアやリスクの軽減、本人の意思の尊重、家族の意思をすり合わせていくことになる。

成本：本学の大学院生が研究しており、次回会議で報告してもらってもよいかもしれません。最近、万引きをする高齢者や行方不明になる高齢者も多く、家族の意思と対立する場面があり、どのように調整すべきかについては、現在のガイドラインでは言及さ

れておらず、検討は必要である。

坂田：認知症の人の意思は変わり得るということについて、広がる意思と縮小する意思の構図が分かりやすかった。社会福祉協議会では日常生活自立支援事業に取り組んでいるが、ガイドラインは意識して研修に反映させようとしている。しかし、専門員と生活支援員（一般市民）が支援に加わるため、生活支援員に向けてガイドラインまでの話をするのが難しいという実情がある。実践例を伝えることはあるが、市民後見人の参加も必要と言われている中で、一般市民とガイドラインの結びつきについて研究しているようであれば情報共有してほしい。

羽田：市町村や地域包括支援センターが、専門職や一般市民向けに、研修や普及啓発についてどのようなことをしているのかについて確認しており、研修の内容も、認知症サポーター養成講座やACPに関するものが多く、それを聞いたからと言って、意思決定支援ができるかというと難しいという声や、活動の場がないという課題がある。生活支援員への教育については、社会福祉協議会で独自で企画してもよいのではないかと思う。理念に基づく質の高い研修は効果が高い（京都府、品川区、ベネッセスタイルケア等）。

名倉：認知症の人の意思が変わりやすいということについては、我々の実務上も介護・福祉の現場との取り組みにおいても参考になる。意思決定支援を必要とする人の割合について、要支援の人をみている地域包括支援センターでの割合が低い結果であったが、要支援の人こそ意思決定支援が必要ではないかと思った。意思決定支援を必要とする人がどのような人なのかについて具体事例を示した上でのアンケートだったのか、そういった認識は固まっているものなのか。

羽田：意思決定支援が必要かについては、「食事・入浴・被服の好み、外出、排せつ、整容などの基本的生活習慣や、日常提供されたプログラムへの参加」について支援しているかを確認している。地域包括支援センターの類型も聞いており、実際のケアマネジメントをしていない地域包括支援センターも含まれており、差が出ている可能性がある。

椎名：広がる意思と縮小する意思について考える必要がある。意思決定支援に関われば関わるほど、意思とは何かを考えるようになっていく。意思というものが確固たるものがあるのかどうかを考え始めると、広がる意思・縮小する意思はリアルタイムで起こっており、我々にも起こっている。人・サービス・製品は、そこを見ながら関わっていくべきだというのは、普遍性のあるものを垣間見ている印象がある。広がる意思の部分で何かできることを検討していくのは、認知症の人のみならず、様々な人とのコミュニケーションが円滑になっていくと感じた。アンケート結果をまとめる中で、個人で気づいたことや印象に残っていることはあるか。

羽田：事業所ベースで確認しているとはいえ、研修の成果はあるのだと感じた。色々な主体に色々なことを確認し、軽度者でも意思決定支援をすることがあるということ

についても、少しづつ割合が異なっていたり、居宅と施設では、居宅のケアマネジャーの方が意思決定支援に取り組まざるをえなかったりする点も、予想していたことを数値化できたと感じた。

渡部：市民後見人養成講座の講師を担当することがあり、成年後見制度の概論を説明する際、意思決定支援について取り上げることを提案すると、是非にと返事がある。ただし、富山市と呉西地区で、テキストを使用するかどうかにばらつきがある。富山市の使用するテキストには意思決定支援に関することが書かれていません。厚生労働省が公表している情報を講座で話すが、担当職員の反応を見ると、興味関心はあることがうかがえるが、内容について知らない者が多く、この講座を聞きに来る職員もいる。認知度と自分の業務として受け入れて実践するかどうかの間に差がある印象がある。意思決定支援研修の実施状況についても、地域差はあれども、意識は高いけれども自身のこととして、研修で情報提供するというところにまでは至っていない可能性がある。ガイドラインが公表されており、研修用のテキストや資料もある一方、現場は時間がないという問題もあり、施策として消化できているかどうかについては疑問を感じる。ガイドラインができても、地域ごとに提供の状況に差があると、国が目標としている意思決定支援をどこまで実現できるかについてもばらつきが出てくると思われる。教材を消化して研修して身につけなければ、意思決定支援が前に進まない。専門家や市民後見人、一般の方も意思決定支援に関わることが前提とされているが、情報提供の先がどこにあるのかが分かりにくいため、意思決定支援の内容を伝えていく環境を整えていくことが重要だと感じる。ガイドラインがあっても研修の実施割合が低く、認知度は高くても内容を把握しているのは1～2割にとどまるというのは、現状を踏まえ納得した。

小賀野：社会調査は重要であり、現代版の法社会学の資料として色々なヒントになる。成年後見実務や意思決定支援実務の発展を常に考えており、その目的に向かって調査が行われ、専門家の意見も集約されていく。理論と実務の観点から話すと、従来、これらは対抗的に位置づけられてきたが、これは本質ではなく、実務が発展するための考え方方が裏付けられているのが理論であるという見方（実務理論）が重要である。今回の報告は、医学や社会福祉学、それぞれの実践のもとにさらに実務理論を形成する契機になる。従来、医療と法律、社会福祉と法律は対立的な印象があったが、目的に向かって協働する関係に立つことの示唆を得た。さらに、我々も意思決定は確固としたものではないという指摘については、意思決定支援をする立場にあると認識していたが、自らの意思決定は極めてあいまいで頼りのないものである。しかし、近代民法は本人意思を絶対的に尊重する、確固とした意志のもとに堂々と物事をしていくという考えにあるが、そういったものではないと感じた。今回の報告は認知症に主眼があり、認知症から発せられた調査であり結果であったが、そこで述べられることは、人間すべてに及ぶ一般性を持ち、民法と深い関係性があると感じた。普遍

性を意識し、寛容の民法論から実務理論として形成、発展させられると良い。一原：理論と実務の乖離について、実務をより分かりやすく一般的に説明するためにある理論という認識があり、その枠に当てはまらないものを捨象してしまうところが理論のマイナスの面としてある。将来人というのは、我々が比較的想像しやすいところで法律になったのかもしれない。しかし、認知症を含め、いつ自分の立場が入れ替わるか分からぬといふところに民法への吸い上げがあるように思う。意思が固くないというのも、子どもの頃からその通りであり、寛容の民法論という考えに共感する。

## 6. 話題提供「Well-being of Future Generation's (Wales) Act 2015 にみる環境保護政策の位置づけ：未来志向と包括的アプローチを対象に」

別紙4の通り、話題提供があった。概要を以下に記す。

演者：一原 雅子

内容：

気候変動で環境が住みにくくなっていく中で、我々の生活をどう適応していくかということを考えるうえで、2015年にWalesでできた法律であるWales法が参考になる。Walesは環境に恵まれているとは言えず、精神疾患の人が多くったり、教育水準が低かったりした。どのような将来像が良いかを聞きく国民対話をを行い、目標を決めて7つに集約し、議会で整理した。Wales法は、将来世代への配慮を現世代の制度に組み込む世界初の法律である。目標に対して、達成する義務を国の公的義務として課している。将来世代への配慮や法的な権利を守ることを国に義務付けているのではなく、数値化でき、具体的にやることが明確になることについて、指標を作り、マイルストーンを置き、毎年レポートを作成することについて国として義務を課し、結果として将来世代のWell-beingが守られるという形をとっている。認知症に引き付けて考える場合、認知症の人の意思が変わりやすいことについて、意思決定理論を変えることは難しくても、ガイドラインも含め、国等、国民のWell-beingを守るべき主体、公的団体にこうした形で、認知症の人が暮らしやすい世界とはどのようなものかという目標を決め、そこに到達する指標を作り、その達成義務を自治体に課すということは積み上げていける仕組みであると考える。目標達成の方法(Ways of Working)としては、協働や統合、長期的観点、色々な人の意見を聞く、予防原則(不確実なことはしない)が決められており、認知症の人や家族等、関係者の声を聞きながら、どのような義務を誰に課すのが良いのかを決めていく。将来世代は存在しないため、その意見を代弁する主体が必要であり、Walesでは将来世代コミッショナーが置かれており、ここが、色々な政策について、将来世代の観点から調査を行い意見する。例えば、Walesの中で、高速道路の延伸が議論となり、コミッショナーは人口の

動向や費用、環境負荷について調査した結果、将来世代の観点から考えると不合理に負荷が大きいと進言し、国会が受け入れ、この政策が止まったという事例がある。コミッショナーの提言に拘束力はないが、それを反映しない場合には、その理由の説明義務が課されており、それを監査する機関も置かれている。Wales 法の中では、公的サービスに置かれている Well-being への義務について、公的サービスはアセスメント証の提出が求められる等、説明義務が課されている。また、指標と目標の位置づけをグラフ化しており、これに基づき、各公的機関は横断した複数の指標で達成度を評価する。国連の SDGs を緩やかにすべてカバーする目標となっており、SDGs を自分たちの国の文脈に併せて作り直し、そこに向かって将来的に目標達成できる社会を目指すものになっている。今すぐ自分でない人も一定数存在しており、良い将来を目指す上では必ず関わってくる問題があり、皆が住みやすい社会を考えると、自分で事としてつながってくるものである。7つの目標に対して、現在、50個の具体的な指標が設定されている。一方で、現代の人の利益とぶつかる点もあり、Wales 法施行7年後のレビューでは、財政面でお金を割くのが難しい等、長期的な視野に基づく変革は、今の行政のシステムに落とし込むことは難しいとの指摘がある。方向性は明確になったが、実践に至るのは Wales であっても難しいという現状がある。

#### <質疑応答・意見交換>

成本：コミッショナーは、認知症の人の意思決定支援におけるアドボケーターに似たアプローチだと感じた。政府は拒否することもできるが、その理由を説明しなければならないというのも面白いと感じた。認知症基本法は海外に発信できる良い法律だと思う。

椎名：将来世代コミッショナーは非常に大きな役割を果たすと思われるが、コミッショナーは、どのように選出されるのか。

一原：コミッショナーの任期は7年であり、初代のコミッショナーは国民対話の中で選ばれたと聞いています。初代コミッショナーは政府関係者の女性であり、2代目はビジネスをやっていた男性であった。コミッショナーの任命は、Welsh Minister であるが、機関は国民議会、地域のコミュニティ団体の意見を聞くことが求められている。

小賀野：環境法と民法は関連しているものである。環境法の歴史を見ると、規制が重視されるようになり、行政法の関与が大きくなってきた。現在の環境法は、行政環境法のような色彩を帯びており、かつ、国際的な問題が重視され、国際環境法の色合いが強い。今回は、国際環境法と行政環境法が主役になっている。一方、契機となった民法は、環境民法と仮に行った場合、環境民法の考え方方が相対的に低下してきている感じる。民法からの環境問題へのアプローチを考えると、我々の生活の在り方そのものが身近なレベルで問われているように感じる。その点、Wales 法は幅広く、行政法にも国際法にも及んでいる一方、民法を意識させる要素が含まれている。将来世代コミッショナーも魅力的な仕組みである。代弁者という考え方方が Wales 法では中核と

して位置づけられている。民法が環境問題に及ぼし得る役割を考えると、現在の民法は、環境法の新しい考え方をほとんど考慮できていないと思われる。民法から環境問題へアプローチを考える時、環境法は民法とは違う分野だと割り切る態度を取ることへの疑問がある。環境の民法論という視点で、環境民法として、規範の在り方を考えると、将来のことを考えざるを得ない。民法の規範定立にあたっては、将来の世代や地球を考えなければならない。ところが、現在の民法では、規範定立が表に出でていない。現在の民法の研究は、解釈論に重きが置かれ、現行法の規定の解釈適用というところに主眼があり、裁判もほとんどが現行法規の解釈適用になっている。それ自体は非常に重要であるが、そこにとどまっていると、環境問題にアプローチできないと思われる。現行法の解釈適用をする際に、将来世代や将来の地球を意識した規範を考慮する、将来世代コミッショナーのような視点をもって民法を展開することが重要になってきている。生活に関わってくる具体的な問題だという危機意識を持つ必要がある。

一原：自分事として考えるには民法が重要であると感じており、将来世代コミッショナーがその可能性を秘めた存在であると感じている。

樋山：自分が従事する意思決定支援の研究が社会にどのようにつながっていくのか、将来にどのように役立つかを想像しながらこの2日間参加した。意思決定支援ガイドラインも含め、将来のためにどのように発展させれば良いのか、今、何が課題であり、それをどのようにクリアすれば社会に役立つようになるのか、という視点で整理できるようになってきたと思う。

## 7. 次回の会議予定について

次回会議の開催について、詳細は事務局より別途連絡する。